

公 示 日：2026 年 8 月 26 日（水）

調達管理番号：26a00445

国 名：パラグアイ

担 当 部 署：ガバナンス・平和構築部 STI・DX 室

調 達 件 名：パラグアイ国宇宙協力支援アドバイザー業務（衛星データ利活用）

適用される契約約款：

- ・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

1. 担当業務、格付、期間等

- （１） 担当業務 ：宇宙協力支援アドバイザー業務（衛星データ利活用）
- （２） 格 付 ：３号
- （３） 業務の種類：専門家業務
- （４） 契約履行期間（予定）：2026 年 10 月上旬から 2028 年 9 月中旬
- （５） 業務人月：4.47
- （６） 業務日数：

- ・ 第 1 次 2026 年度下半期：準備業務 4 日、現地業務 20 日、整理業務 5 日
- ・ 第 2 次 2027 年度上半期：準備業務 4 日、現地業務 20 日、整理業務 5 日
- ・ 第 3 次 2027 年度下半期：準備業務 4 日、現地業務 20 日、整理業務 5 日
- ・ 第 4 次 2028 年度上半期：準備業務 4 日、現地業務 20 日、整理業務 5 日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、具体的な調査業務日程は提案が可能です。

現地業務期間等の具体的条件については、「6. 業務上の特記事項」を参照願います。

2. 業務の背景

パラグアイ政府は長期計画「国家開発計画 2050」を策定し、4 つの柱「①人間・社会開発」「②インフラ・イノベーション・競争力」「③環境とエネルギー」「④制度・安全保障・国際発信」がある。宇宙関連セクターへの取り組みは、上記「②インフラ・イノベーション・競争力」に合致する。

2014年に設立したパラグアイ宇宙庁(Agencia Espacial del Paraguay、以下「AEP」という。)は、国家の宇宙政策調整と実行を担う公的機関であり、宇宙空間の平和利用を目的とする宇宙計画の立案と実行、国家の発展に必要な技術革新の促進がミッションである。AEPは、小型衛星開発の他、農業、自然災害リスク、土地利用の変化、植生被覆等に関連する衛星画像データの解析・研究を行っており、主に国家緊急事態庁(Secretaría de Emergencia Nacional、以下「SEN」という。)、国立植物・種子品質・防疫機構(Servicio Nacional de Calidad y Sanidad Vegetal y de Semillas、以下「SENAVE」という。)、農牧省(Ministerio de Agricultura y Ganadería、以下「MAG」という。)、国立林業研究所(Instituto Forestal Nacional、以下「INFONA」という。)などの公的機関に情報を提供している。2019年、パラグアイ政府は大統領令1092号「パラグアイ共和国の宇宙政策」を定め、宇宙人材の育成、宇宙開発促進による国家開発計画の後押し、宇宙関連活動の強化、宇宙関連国際協力の推進を重点政策としている。

JICAは2023年～2025年、AEPと技術協力「社会経済基盤開発に向けた宇宙計画管理プロジェクト」を実施し、宇宙関連技術の活用及び研究開発の能力強化研修、衛星データ利用した災害リスク分析や自然災害の予防・対応能力強化のためのパイロットプロジェクト活動を行った。同プロジェクト成果の一つとして、AEPは同パイロットプロジェクト実施のため農牧ワーキンググループと防災ワーキンググループをMAGやSENと連携しつつ設置した。

また、JICAは「SDGs グローバルリーダーズコース」(長期研修)、「SDGs に資する宇宙技術の利活用能力向上」(課題別研修)、「宇宙人材育成」(長期研修)を通して、AEPに対する小型衛星開発能力と衛星データ利活用能力の人材育成をしてきた。

加えてJICAは2024年～2025年、無償資金協力「衛星関連施設整備計画協力準備調査」を実施し、2029年までに小型衛星試験設備、衛星関連地上システム、衛星データの整備、及びこれらを備えたAEP宇宙技術利用センターの建設を実施する予定である。

他方、上記の宇宙技術を利用した国家課題対応および、今後建設されるAEP施設について対応し得るAEPの人的資源と専門的な能力は限られており、持続的に小型衛星を研究開発する技術力不足、農業や災害リスク管理などの優先分野における衛星サービス、地理情報システム(GIS)ソリューションに対応する能力、関連する機関へ衛星データ利活用を普及促進する知見に課題を抱えている。

かかる状況下、パラグアイにおける宇宙分野の国家能力を持続的に強化・定着さ

せ、宇宙技術が社会経済・科学技術の発展に横断的に貢献することを目指し、小型衛星開発分野および衛星データ利活用分野における能力を強化し、AEP が戦略的な宇宙技術活用を担う国家および地域的機関としての地位確立を推進できるよう、宇宙技術支援アドバイザーについて要請書が我が国へ提出された。

3. 期待される成果

宇宙技術を開発し衛星データ利用を促進するパラグアイ宇宙庁（AEP）及び、衛星データを利用する農業・防災セクター各機関の能力が強化されることを目標に、本業務従事者（衛星データ利活用）は以下の成果が期待される。

- 成果1：AEP 航空宇宙事業実施・開発総局（GEOLab）が実施する自然災害モニタリング・対策について技術支援し、GEOLab の衛星データおよび地上データを有効活用したりリモートセンシング技術を統合した早期警戒システムが強化される。
- 成果2：GEOLab が実施する農業分野において衛星データおよび地上データを有効活用したりリモートセンシング手法開発を技術支援し、パラグアイ国内の農業セクターでの衛星データ利活用が普及促進される。
- 成果3：AEP と衛星データを利用する自然災害・農業セクターの各機関が、衛星データと地上データを有効活用する知見を得て、AEP と関係機関が連携してデータを利活用する能力が強化される。

4. 業務の内容

本業務従事者（衛星データ利活用）は AEP 航空宇宙事業実施・開発総局（GEOLab）をカウンターパート（以下「C/P」）機関とし、同局長（1 名）及び技術職員（10 名）を主要な関係者とし、我が国類似案件での経験・教訓を踏まえ、C/P と共に自然災害及び農業分野における衛星データと地上データを効果的に組み合わせて利活用する技術的指導・助言・研修を行う。（注：C/P に加え、自然災害・農業分野の関係機関関係者が複数名研修に参加する。）また、パラグアイ国内で開催される会合等に参加し、知見の共有を行うことが期待される。

1 次派遣にかかる具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）準備業務（2026 年度下半期 4 日間）

- ① 既存の JICA 報告書、パラグアイ政府作成の関連報告書、学術論文等を参照し、AEP の現状と課題を把握する。また、これまで日本が実施してきた協力（特に

技術協力「社会経済基盤開発に向けた宇宙計画管理プロジェクト」及び無償資金協力「衛星関連施設整備計画協力準備調査」の概要を把握・分析する。

- ② JICA ガバナンス・平和構築部及びパラグアイ事務所と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
- ③ ワークプラン（英文）を作成し JICA ガバナンス・平和構築部による確認ののち提出する。併せて、パラグアイ事務所にもデータを送付する。

（２） 第１次現地業務（2026 年度下半期 20 日間）

- ① 現地業務開始時に、JICA パラグアイ事務所、C/P 機関に成果１～３を達成するための年間作業計画（ワークプラン）を提出し、業務計画の承認を得る。
- ② AEP や関連部局（SEN、UNA、MAG、SENAVE、INFONA 等）から衛星データ利活用に関する情報収集、有効活用できる地上データについてヒアリングを行い、自然災害対策や農業分野での衛星データ利活用促進計画及びその実施状況、AEP と関連部局の連携状況を把握する。特に、GEOLab を訪問して現場の状況を理解する。
- ③ 現地業務完了に際し、第１次現地業務結果報告書（英文）を C/P 機関に提出し、報告する。
- ④ JICA パラグアイ事務所に第１次現地業務結果報告書（和文・英文）を提出し、現地業務結果を報告の上、第２次現地業務の活動計画等について打ち合わせを行う。

（３） 第１次整理業務（2026 年度下半期 5 日間）

第１次現地業務の現地業務結果報告書（和文・英文）を JICA ガバナンス・平和構築部に提出し、帰国報告会を開催する。

（４） ２次派遣以降に想定される担当事項は次のとおりとする。

- ① 自然災害対策について、衛星、ドローン、IoT から得られるデータの処理・分析能力を向上させ、衛星データと地上データを効果的に利用して、AEP と関連機関（SEN、INFONA 等）が連携してリアルタイム監視と災害対応できる活動を行う。
- ② AEP の GEOLab が関連機関（SEN、INFONA 等）に災害リスク管理、レジリエンス、緊急対応に地理空間ツールを活用する研修ができるよう、研修プランや教材開発を支援する。
- ③ 農業分野について、AEP の GEOLab が関係者（MAG、SENAVE、UNA 等）に研修できるよう研修プランや教材開発を支援し、農業分野の衛星データ利活用を促進する。例えば、マルチセンサーデータ処理等について、集中研修を年間４回程度実

施し、国内の地球観測アプリケーションの普及に必要な人的・技術的基盤を強化する。

- ④ 国内支援アドバイザーと連携して定期的な調整会議を実施、既存ワーキンググループ（農業・防災分野）を活用し、AEP と関連部局の連携を強化する。
- ⑤ 得られた教訓を体系化し、技術的成果を公表、普及ワークショップを実施する。
- ⑥ 日パ宇宙協力プログラム委員会（年１回）に参加して成果発表する

※ 現地業務終了後に、当該現地業務結果報告書を JICA ガバナンス・平和構築部に提出し報告する。

（５）整理業務

全ての現地業務終了後に、専門家業務完了報告書（和文）を作成し、監督職員に報告する。

特に具体的な提案を求める事項は以下の通り。

No.	提案を求める項目	業務の内容での該当箇所
1	自然災害対策において、衛星データと地上データを効果的に組み合わせて利活用するための、具体的な取り組み、および AEP と関連機関の連携を促進するアプローチ。	成果 1
2	農業分野において、衛星データと地上データを効果的に組み合わせ利活用するための、具体的な取り組み、および AEP と関連機関の連携を促進するアプローチ。	成果 2
3	パラグアイ国内での知見共有、本邦との連携強化について具体的手法、留意点	成果 3

また、簡易プロポーザルで求める類似業務経験及び語学は以下の通りです。

類似業務経験の分野	衛星データ利活用およびリモートセンシングに係る各種業務
-----------	-----------------------------

	※衛星データ利活用・リモートセンシングに関する専門知識を有することが求められます。また、衛星データ利活用・リモートセンシング・GIS 分野に係る開発途上国における研修等に関する経験を有することが望ましいです。
対象国及び類似地域	パラグアイ及び全途上国
語学の種類	英語（西語ができることが望ましい）

5. 提出を求める報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

報告書名	提出時期	提出先	部数	言語	形態
ワーク・プラン	業務開始より1か月以内	JICA ガバナンス・平和構築部	－	英語	電子データ
			－	日本語	電子データ
		JICA パラグアイ事務所	－	英語	電子データ
			－	日本語	電子データ
		C/P 機関	－	英語	電子データ
業務進捗報告書	現地渡航ごと	JICA ガバナンス・平和構築部	－	日本語	電子データ
		JICA パラグアイ事務所	－	日本語	電子データ
業務完了報告書	契約履行期限末日	JICA ガバナンス・平和構築部	1部	日本語	簡易製本
		JICA パラグアイ事務所	－	日本語	電子データ

6. 業務上の特記事項

（１）業務日程／執務環境

① 現地業務日程

「4. 業務の内容」に記載の現地業務期間に応じて提案してください。但し、業務人月及び、渡航回数は「1. 担当業務、格付、期間等」に記載の数値を

上限とします。また、現地業務期間については、12月より2月はパラグアイが休暇期間となり、C/P機関を含む政府公官庁職員の多くが休暇に入るため、3月～11月の期間で提案してください。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタント（衛星データ利活用）の他、衛星開発のコンサルタント1名も、別途派遣されます。また、国内支援アドバイザー1名（本邦大学有識者）が、別途派遣されます。

（2） 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICAガバナンス・平和構築部STIチームから配付しますので、gpsd@jica.go.jp宛にご連絡ください。

・パラグアイ宇宙協力支援アドバイザーの案件概要表(実施計画決裁版)

② 本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。

・パラグアイ国 衛星技術関連施設整備計画協力準備調査報告書(先行公開版)

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000057943.html>

・パラグアイ国 社会経済基盤開発に向けた宇宙計画管理プロジェクト事業完了報告書

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000057710.html>

7. 選定スケジュール

No.	項目	期限日時
1	簡易プロポーザル、見積書の提出期限日	2026年9月9日 12時まで
2	評価結果の通知日	2026年9月18日まで

8. 応募条件等

（1） 参加資格のない者等：特になし

（2） 必要予防接種：特になし

9. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1 部
- (2) 見 積 書 提 出 部 数：1 部
- (3) 提 出 方 法：国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。[\(https://partner.jica.go.jp/\)](https://partner.jica.go.jp/)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

([https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER %E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB %E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84. pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf))

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の
「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

- ◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載
(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>) のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めています。

10. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ① 業務実施の基本方針 16 点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
 - (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ① 類似業務の経験 40 点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8 点
 - ③ 語学力 16 点
 - ④ その他学位、資格等 16 点
- (計 100 点)

11. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガ

イドライン」最新版の「XI. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

（１）航空賃及び宿泊費・宿泊手当等

航空賃及び宿泊費・宿泊手当等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

（２）便宜供与内容

ア) 空港送迎：便宜供与あり

イ) 宿舍手配：便宜供与あり

ウ) 車両借上げ：あり

エ) 通訳備上：なし

オ) 現地日程のアレンジ：第１次現地派業務開始時における C/P 機関との協議についてのみ、スケジュールアレンジ及び同行を行う。

カ) 執務スペースの提供：AEP 内における執務スペース提供（ネット環境完備予定）

12. 特記事項

（１）前金払の制限

本契約については、契約履行期間が１２か月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（１）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

１）第１回（契約締結後）：契約金額の 20% を限度とする。

２）第２回（契約締結後 13 か月以降）：契約金額の 20% を限度とする。

（２）部分払の設定

本契約については、1会計年度に1回部分払を設定します。¹具体的な部分払の時期は、契約締結時に確認しますが、以下を想定します。

- 1) 2026年度(2027年2月)
- 2) 2027年度(2028年2月)

(3) その他

- ①業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA パラグアイ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。
<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者が受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更と

¹ 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

なる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。

- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。
- ⑦ 衛星データ利活用・リモートセンシングに関する専門知識を有することが求められます。また、衛星データ利活用・リモートセンシング・GIS 分野に係る開発途上国における研修等に関する経験を有することが望ましいです。

以上